

四半期報告書

(第10期第1四半期)

自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日

株式会社ジー・モード

(E05311)

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5

第3 設備の状況	8
----------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) ライツプランの内容	17
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	17
(5) 大株主の状況	17
(6) 議決権の状況	17

2 株価の推移	18
---------	----

3 役員の状況	18
---------	----

第5 経理の状況	19
----------	----

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	20
(2) 四半期連結損益計算書	22
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	23

2 その他	30
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	31
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月11日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）
【会社名】	株式会社ジー・モード
【英訳名】	G-mode Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮路 武
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神泉町8番16号 渋谷ファーストプレイス
【電話番号】	03-5456-3780（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 善村 賢治
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神泉町8番16号 渋谷ファーストプレイス
【電話番号】	03-5456-3780（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 善村 賢治
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第10期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第9期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
売上高 (千円)	1,140,324	1,171,068	4,700,499
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△82,770	25,850	△528,014
四半期純利益又は四半期 (当期)純損失(△) (千円)	△80,617	29,620	△2,154,959
純資産額 (千円)	5,952,438	3,926,610	3,908,232
総資産額 (千円)	6,514,151	4,621,480	4,656,850
1株当たり純資産額 (円)	52,541.26	34,639.08	34,478.84
1株当たり四半期純利益 金額又は1株当たり四半期 (当期)純損失金額(△) (円)	△712.28	261.71	△19,039.60
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	91.3	84.8	83.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△270,148	2,468	△319,476
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△14,717	△45,001	22,475
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△238	△95	△537
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	2,052,033	1,995,163	2,037,911
従業員数 (名)	177	182	183

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第9期第1四半期連結累計(会計)期間及び第9期においては1株当たり四半期(当期)純損失であるため、第10期第1四半期連結累計(会計)期間においては希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社企業グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、当第1四半期連結会計期間において、当社は株式会社アプリックス（以下、「アプリックス」という。）と業務・資本提携を行いました。アプリックスは平成21年5月25日に当社の主要株主である筆頭株主の株式会社アエリアとの間で株式譲渡契約を締結し、同日付けで株式会社アエリアが保有する当社の株式22,620株を譲受け、更に、平成21年6月3日に株式17株を市場から追加取得したことにより、当社の「その他の関係会社」に該当することとなりました。また当第1四半期連結会計期間において、当社はピーシーフェーズ株式会社へ当社が所有する株式会社G3の全株式の譲渡を完了しており、株式会社G3を連結子会社から除外いたしました。

3【関係会社の状況】

(1) 関係会社の増加

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) (株) アプリックス	東京都新宿区	13,263,950	ソフトウェア 開発事業	被所有 20.0	業務・資本提携 当社への社外取締役 の派遣

(注) 有価証券報告書提出会社であります。

(2) 関係会社の減少

株式会社G3は平成21年4月1日付けでピーシーフェーズ株式会社へ全株式の譲渡が完了しており、当第1四半期連結会計期間において、連結子会社から除外いたしました。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数 (名)	182 (35)
----------	----------

(注) 従業員数は就業人員（当社企業グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社企業グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数 (名)	161 (26)
----------	----------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	前年同四半期比 (%)
国内コンテンツ配信事業 (千円)	122,169	83.6
カジュアルコミュニケーション事業 (千円)	5,086	10.4
海外事業 (千円)	—	—
その他の事業 (千円)	9,805	97.6
合計 (千円)	137,060	66.3

- (注) 1. 金額は、当期製品製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社企業グループは、一部受注生産を行っておりますが、販売実績に占める受注販売実績割合の重要性が乏しいため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	前年同四半期比 (%)
国内コンテンツ配信事業 (千円)	1,126,315	103.2
カジュアルコミュニケーション事業 (千円)	2,154	60.2
海外事業 (千円)	11,897	67.3
その他の事業 (千円)	30,701	111.8
合計 (千円)	1,171,068	102.7

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

なお、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「NTTドコモ」という。）、KDDI株式会社（以下、「KDDI」という。）及びソフトバンクモバイル株式会社（以下、「ソフトバンクモバイル」という。）に対する販売実績は、当社企業グループがNTTドコモのiモード、KDDIのEZweb及びソフトバンクモバイルのYahoo!ケータイを介して行う有料情報サービスの利用者（一般ユーザー）に対する情報料の総額であります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
NTTドコモ	704,105	61.7	731,168	62.4
KDDI	222,244	19.5	227,447	19.4
ソフトバンクモバイル	98,963	8.7	99,353	8.5

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

(1) 株式譲渡

相手方の名称	契約の名称	契約内容	株式の譲渡日
ピーシーフェーズ株式会社	株式譲渡契約書	連結子会社である株式会社G3の全株式を譲渡する契約	平成21年4月1日

(2) 提携先

相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社 アプリックス	業務資本提携契約書	販売促進や協調体制の整備による海外市場の拡大、情報交換の充実によるシナジー効果の早期実現及び経営体制の一層の強化のための社外取締役派遣受け入れ等に関する契約	平成21年5月25日から、株式会社アプリックスが当社の普通株式を保有しなくなるまでの間

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における国内携帯電話市場は、携帯電話事業者各社による夏季商戦に向けた新機種的大量投入に加え、2台目需要の高まりや解約率の低下などにより、期間累計契約数は堅調に推移しております。また、第3世代携帯電話(3G)サービスの累計契約数は今年4月で1億件を突破し、端末機能の多様化やネットワークゲーム、映像・音楽といったコンテンツやeラーニングなどブロードバンドコンテンツの利用拡大に加え、データ通信料金の値下げ競争や固定ブロードバンド回線への代替化などを背景にパケット定額サービスの加入者数も急速に拡大しております。こうした状況の中、Android等のオープン・プラットフォームの登場によって、携帯端末を高機能化したスマートフォンが国内キャリアから続々と投入されるなど、モバイル環境における端末のイノベーションが急速に進展しております。さらに、移動通信網においては、モバイルWiMAXや次世代PHS「XGP」に続き、2010年には3.9世代携帯電話(3.9G)サービスの開始が予定されるなど、モバイル・ネットワークの高速化・大容量化が今後一層加速するものと思われます。

一方、モバイルコンテンツ市場におきましては、モバイルとリアルビジネスの融合や異業種とのオープン連携による新規事業者の参入と新たなサービスの創出がさらに活発化しております。また、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム(MCF)が、今後3Gインフラ構築の本格化と3Gコンテンツの需要拡大が期待される中国への進出に向けて、国内モバイルコンテンツプロバイダによる新市場開拓を支援・推進するため、中国の通信事業者と日本の3団体からなる「日中モバイルブロードバンド合作推進会」を設立するなど、モバイルコンテンツ市場の「ボーダレス化」と「グローバル化」が一段と加速しております。

このような経営環境の下、国内事業本部の組織体制を従来の6部制から14部・6ユニット制へと再編することで、意思決定の迅速化と収益管理体制の整備、新規サービスへの対応力を強化し、自主的に機動力のある組織体制へと変革を図るとともに、アプリ開発コストや外注コストの削減に取組みました。また、部門間の連携強化による業務効率の向上とオフィス関連コストの恒常的削減に向けて、新社屋への移転を実施するなど、今期単年度黒字化の実現に向けた抜本的構造改革による収益・利益確保のための各種施策に積極的に取組みました。

さらに、5月25日付けで株式会社アプリックス(以下、「アプリックス」という。)との間で業務資本提携契約を締結し、携帯電話向けソフトウェア・コンテンツ関連事業における協業関係を更に強化するとともに、相乗的な企業価値の向上を図るべく、エマージングマーケットを中心とする海外の携帯電話マーケットにおけるケータイコンテンツ供給チャンネルの拡張に着手いたしました。併せて、経営体制の充実を図るため、同社からの社外取締役2名の受入れを実施いたしました。

なお、当社企業グループにおける事業の種類別セグメントの概況は以下のとおりであります。

①国内コンテンツ配信事業

当社の主力事業である国内コンテンツ配信事業におきましては、公式コンテンツビジネスが全体的に低調な中、サイトへの誘導強化や会員の退会率抑制に努めたことで、売上高は堅調に推移しました。

まず、気軽に楽しめるカジュアルゲームで幅広い層をターゲットとした総合ゲームサイト「テトリス&Getプチアプリ」におきましては、「空気読み。」が株式会社ディーツーコミュニケーションズ主催の第8回モバイル広告大賞を受賞するなど、引き続き高い集客効果を維持し、NTTドコモのiモード向けおよびソフトバンクモバイルのYahoo!ケータイ向けのサイトがともに計画を上回る売上高を達成いたしました。

一方、パズル、スポーツ、RPG、対戦などターゲット層を絞った専門ゲームサイトにおきましては、サイトリニューアルなどで入会率を高める施策などを展開しており、第2四半期以降にその効果が期待できます。

中でも、対戦系サイトで展開する「TETRIS LEAGUE(テトリスリーグ)」は、配信からわずか5ヵ月間で100万対戦を突破するなど、今年6月6日に25周年の節目を迎えたテトリスの新しい形として幅広い利用者を楽しまれています。

さらに、昨今、青少年に対する有害情報が問題になる中、自主的にサイトの健全化に力を注ぎ、総合ゲームサイトと専門ゲームサイトのポータル的な位置づけとなるサイトの名称を「Gモードスタイル」と改称し、だれもが安心して楽しめるサイト作りを行っております。

この結果、本事業セグメントの売上高は1,126百万円となり、前年同期比3.2%の増加となりました。

②カジュアルコミュニケーション事業

カジュアルコミュニケーション事業におきましては、NTTドコモのiモード、ソフトバンクモバイルのYahoo!ケータイ並びにKDDIのEZweb公式サイト内に電子コミックサイト「どこでも暇つぶしコミック」を開設し、当社人気コンテンツのオリジナルコミックに加え、大手出版社のメジャータイトルの配信を開始いたしました。また、「ケータイサイト全部無料」をコンセプトに、複数の無料ケータイサイトが有機的に繋がる複合エンタメ・コミュニティサービス「わいわいサービス」においては、パズルサイト「執事にお会い～パズルの部屋～」、オリジナル占いサイト「わいわい占い」、待ち受けサイト「まちうけPW (Project Witch)」の3サイトを新たに投入し、サービスの拡充と事業基盤の拡大に注力いたしました。

この結果、本事業セグメントの売上高は人気家庭用ゲーム機「Wii(R)」のゲームダウンロードサービス「WiiウェアTM」向け配信による売上も含め2百万円となりました。

③海外事業

海外におけるゲームコンテンツ配信におきましては、Androidを搭載した携帯電話向けにアプリケーションを配信する「Android Market」において、弊社の人気ゲーム「ケータイ少女」のキャラクターが登場するソリティアゲーム「Keitai Shoujo Solitaire」シリーズとして3タイトル(「Spider」・「FreeCell」・「Klondike」)に加え、データイースト社の名作アクションパズル「Magical Drop Touch」の配信サービスを開始いたしました。さらに、iPhone向けコンテンツの開発とオープンプラットフォーム向けポータルサイトの制作などに取組みました。

この結果、本事業セグメントの売上高は11百万円となりました。

④その他の事業

その他の事業におきましては、DSiウェアTMで配信を開始した「空気読み。DS」が順調な滑り出しを見せ、また、ケータイ少女やゆるゆるフレンズに関連したライセンス関連のビジネス、株式会社アコースティックの動画ソフトウェア(movie4u)ライセンスなどが売上に貢献いたしました。

この結果、本事業セグメントの売上高は30百万円となり、前年同期比11.8%の増加となりました。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は1,171百万円となり、前年同期比2.7%の増加となりました。損益面におきましては、外注費に加え、研究開発費や支払手数料などが前年同期に比べ減少したことにより、営業利益は20百万円となり、売上高営業利益率は1.8%と12.2ポイント改善しました。この結果、経常利益は25百万円、関係会社株式売却益を計上したことなどにより、四半期純利益は29百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、1,995百万円(前年同期末2,052百万円)となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりであります。

①営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果、2百万円の資金獲得(前年同期270百万円の資金使用)となりました。主な要因は税金等調整前四半期純利益33百万円、事業構造改革引当金の減少額32百万円、売上債権の減少額64百万円、たな卸資産の増加額50百万円、前渡金の減少額29百万円、未払金の減少額36百万円であります。

②投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果、45百万円の資金使用(前年同期14百万円の資金使用)となりました。主な要因は敷金の差入による支出60百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入16百万円であります。

③財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果、0百万円の資金使用(前年同期0百万円の資金使用)となりました。要因は配当金の支払額0百万円であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社企業グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

①財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における資産は、前連結会計年度末より35百万円減少（前期末比0.8%減）し、4,621百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末より12百万円増加（前期末比0.3%増）し、3,758百万円となりました。主な要因は現金及び預金の減少42百万円、受取手形及び売掛金の減少98百万円、その他の構成科目である未収入金の増加169百万円であります。固定資産は、前連結会計年度末より47百万円減少（前期末比5.2%減）し、862百万円となりました。主な要因は有形固定資産の取得による増加86百万円、有形固定資産及び無形固定資産の減価償却による減少11百万円、投資その他の資産のその他の構成科目である敷金の減少108百万円です。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末より53百万円減少（前期末比7.2%減）し、694百万円となりました。主な要因は支払手形及び買掛金の減少51百万円、事業構造改革引当金の減少32百万円、その他の構成科目である未払金の増加49百万円です。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末より18百万円増加（前期末比0.5%増）し、3,926百万円となりました。主な要因は四半期純利益の計上による利益剰余金の増加29百万円です。なお、繰越利益剰余金の欠損填補を目的として資本剰余金2,427百万円を利益剰余金へ振替えております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、当社の本社の事務所を移転したことにより、主要な設備の新設がありました。その設備の新設の状況は次のとおりであります。

提出会社

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)				従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	リース資産	合計	
本社 (東京都渋谷区)	国内コンテンツ 配信事業 カジュアルコ ミュニケーシ ョン事業 海外事業 その他の事業 全社共通	本社及び開発設 備等	80,585	5,042	—	85,628	161 (26)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成21年6月29日の本社移転に伴う設備の取得であります。

3. 「従業員数」欄の()内は外書で、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員数を記載しております。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末に計画であった、本社の事務所移転につきましては、平成21年6月29日に完了致しました。これに伴う設備の変更は、(1) 主要な設備の状況に記載のとおりであります。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,896
計	250,896

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	113,183	113,183	ジャスダック 証券取引所	当社は単元株制度 は採用しておりま せん。
計	113,183	113,183	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使（旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の行使を含む）により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく特別決議による新株予約権

(第1回ストックオプション)

(平成14年2月7日臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	450
新株予約権の行使時の払込金額(円)	38,334
新株予約権の行使期間	平成15年8月7日から 平成24年2月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 38,334 資本組入額 19,167
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	相続による場合を除き、対象者は新株予約権につき、譲 渡、質入その他一切の処分をしてはならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の行使条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権は株式数の全部または一部につき、行使できる。ただし、新株予約権の権利行使価額の年間の合計額は、350万円を超えないものとする。

- (2) 新株予約権の行使期間終了時まで、下記の事由が生じた場合は、直ちに新株予約権を喪失する。
- ① 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ② 対象者が就業規則により懲戒解雇または諭旨解雇の制裁を受けた場合。
 - ③ 対象者が会社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。
 - ④ 対象者が当会社以外の当会社の定款に記載されている業務を目的とする会社の役職員に就任した場合。
(当会社の書面による承諾を事前に得た場合を除く)
 - ⑤ 対象者が破産の申立てを受けた場合もしくは自らこれを申立てた場合、または、対象者が差押、仮差押、保全差押、仮処分等の申立てもしくは滞納処分を受けた場合。
 - ⑥ 対象者が会社に対し著しい背信行為その他本契約の規程に違反した場合。
- (3) 対象者が死亡した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使することができる。ただし、対象者が会社所定の書面により、会社に対し相続人による権利行使を希望しない場合は、この限りではない。
- 2 会社が株式分割または株式併合を行う場合、各対象者により付与される新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整するものとする。また、1株未満の株式が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。ただし、本項による調整は、当該株式分割または株式併合の時点で対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後の株式数} = \text{調整前の株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 会社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後の発行価額} = \text{調整前の発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 4 平成14年6月24日付をもって、1株を2株に、平成16年5月20日付をもって1株を3株に分割したことに伴い、株式の数ならびに新株予約権の行使時の払込金額が調整されております。
- 5 権利行使についての条件および上記のほかの条件等については、当社と付与対象者との間で締結する「第1回ストックオプション付与契約書」に定めるものとする。

- ② 旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権
(第2回ストックオプション)
(平成15年6月27日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	96
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	288
新株予約権の行使時の払込金額(円)	107,805
新株予約権の行使期間	平成16年12月27日から 平成25年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 107,805 資本組入額 53,903
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の行使条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社との顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

(3) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 4 当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 5 平成16年5月20日付をもって株式の分割（1：3）を行ったことに伴い、株式の数ならびに新株予約権の行使時の払込金額が調整されております。
- 6 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で消却することができる。
- 7 権利行使についての条件および上記のほかの条件等については、当社と付与対象者との間で締結する「第2回ストックオプション割当契約書」に定めるものとする。

- ③ 旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権
 (第3回ストックオプション)
 (平成17年6月28日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,718
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,718
新株予約権の行使時の払込金額(円)	173,000
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 173,000 資本組入額 86,500
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の行使条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員、当社の協力取引先および当社の協力取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社との顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 4 当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 5 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で消却することができる。
- 6 権利行使についての条件及び上記のほかの条件等については、当社と付与対象者との間で締結する「第3回ストックオプション割当契約書」に定めるものとする。

④ 旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権
(第4回ストックオプション)
(平成17年6月28日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	3,806
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,806
新株予約権の行使時の払込金額(円)	171,036
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 171,036 資本組入額 85,518
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の行使条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員、当社の協力取引先および当社の協力取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社との顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
 - (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第4回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 4 当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 5 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で消却することができる。
- 6 権利行使についての条件および上記のほかの条件等については、当社と付与対象者との間で締結する「第4回ストックオプション割当契約書」に定めるものとする。

- ⑤ 旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権
 (第5回ストックオプション)
 (平成17年6月28日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	174,000
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 174,000 資本組入額 87,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の行使条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員、当社の協力取引先および当社の協力取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社との顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第5回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 4 当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 5 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で消却することができる。
- 6 権利行使についての条件および上記のほかの条件等については、当社と付与対象者との間で締結する「第5回ストックオプション割当契約書」に定めるものとする。

⑥ 旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権

(第7回ストックオプション)

(平成17年6月28日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	700
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	195,483
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 195,483 資本組入額 97,742
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の行使条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員、当社の協力取引先および当社の協力取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社との顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第7回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 4 当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 5 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で消却することができる。
- 6 権利行使についての条件および上記のほかの条件等については、当社と付与対象者との間で締結する「第7回ストックオプション割当契約書」に定めるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日 (注)	—	113,183	—	3,320,723	△2,427,330	551,066

(注) 平成21年5月21日開催の取締役会決議により、資本準備金を減少し、欠損填補しております。

(5) 【大株主の状況】

- ① 当第1四半期会計期間において、株式会社アエリアから平成21年5月29日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成21年5月25日現在で以下の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、株式会社アエリアの大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社アエリア	東京都港区赤坂五丁目2番20号 赤坂パークビル3F	—	—

- ② 当第1四半期会計期間において、株式会社アプリックスから平成21年5月29日付の大量保有報告書の写しの送付がありましたので、正確な数字を確認するため、証券保管振替機構に対し、情報提供請求依頼を行ったところ、株式会社アプリックスが大株主となったことが判明しました。

なお、株式会社アプリックスの情報提供請求依頼の回答内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社アプリックス	東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号	22,637	20.00

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載しております。

① 【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 113,183	113,183	—
発行済株式総数	113,183	—	—
総株主の議決権	—	113,183	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が15株 (議決権15個) 含まれております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高(円)	12,700	19,950	24,600
最低(円)	9,030	9,220	18,200

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所における株価であります。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の状態はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,012,030	2,054,479
受取手形及び売掛金	1,224,818	1,322,828
商品及び製品	6,914	—
仕掛品	168,687	118,410
原材料及び貯蔵品	28	7,777
未収還付法人税等	4,962	4,540
繰延税金資産	805	824
その他	346,812	244,608
貸倒引当金	△6,492	△7,009
流動資産合計	3,758,569	3,746,460
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	*1 84,879	*1 4,485
工具、器具及び備品（純額）	*1 28,518	*1 28,329
有形固定資産合計	113,397	32,815
無形固定資産		
のれん	65,196	67,804
その他	43,457	48,599
無形固定資産合計	108,653	116,403
投資その他の資産		
投資有価証券	35,940	37,730
長期貸付金	477,000	477,000
破産更生債権等	1,493,481	1,495,000
繰延税金資産	1,991	1,611
その他	125,927	243,311
貸倒引当金	△1,493,481	△1,493,481
投資その他の資産合計	640,859	761,171
固定資産合計	862,910	910,389
資産合計	4,621,480	4,656,850

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	248,139	300,002
未払法人税等	7,175	8,943
賞与引当金	5,400	—
繰延税金負債	11,207	15,319
事業構造改革引当金	31,868	64,867
その他	391,079	356,024
流動負債合計	694,869	745,158
固定負債		
繰延税金負債	—	3,459
固定負債合計	—	3,459
負債合計	694,869	748,617
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,320,723	3,320,723
資本剰余金	551,066	2,978,396
利益剰余金	34,138	△2,422,812
株主資本合計	3,905,928	3,876,307
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,709	△1,261
繰延ヘッジ損益	16,336	27,372
評価・換算差額等合計	14,626	26,111
少数株主持分	6,055	5,813
純資産合計	3,926,610	3,908,232
負債純資産合計	4,621,480	4,656,850

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	1,140,324	1,171,068
売上原価	761,427	693,522
売上総利益	378,896	477,546
販売費及び一般管理費	※1 497,422	※1 456,630
営業利益又は営業損失(△)	△118,526	20,915
営業外収益		
受取利息	33,768	5,834
為替差益	2,655	—
その他	1,347	455
営業外収益合計	37,771	6,289
営業外費用		
持分法による投資損失	2,015	—
為替差損	—	511
投資事業組合運用損	—	844
営業外費用合計	2,015	1,355
経常利益又は経常損失(△)	△82,770	25,850
特別利益		
関係会社株式売却益	—	8,189
特別利益合計	—	8,189
特別損失		
固定資産除却損	254	59
和解金	750	—
特別損失合計	1,004	59
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△83,775	33,980
法人税、住民税及び事業税	9,319	4,479
法人税等調整額	△12,861	△361
法人税等合計	△3,542	4,118
少数株主利益	384	241
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△80,617	29,620

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△83,775	33,980
減価償却費	14,815	11,235
のれん償却額	2,644	2,607
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△420	△517
賞与引当金の増減額(△は減少)	5,400	5,400
事業構造改革引当金の増減額(△は減少)	—	△32,999
受取利息及び受取配当金	△33,768	△5,834
為替差損益(△は益)	△572	120
投資事業組合運用損益(△は益)	—	844
持分法による投資損益(△は益)	2,015	—
固定資産除却損	254	59
関係会社株式売却損益(△は益)	—	△8,189
和解金	750	—
売上債権の増減額(△は増加)	33,975	64,269
たな卸資産の増減額(△は増加)	△26,407	△50,412
前渡金の増減額(△は増加)	△119,140	29,015
仕入債務の増減額(△は減少)	△16,779	△31,952
未払金の増減額(△は減少)	△71,393	△36,228
その他	3,795	19,431
小計	△288,605	830
利息及び配当金の受取額	38,889	10,824
和解金の支払額	△750	—
法人税等の支払額	△19,682	△9,185
営業活動によるキャッシュ・フロー	△270,148	2,468
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△300	△300
有形固定資産の取得による支出	△1,654	△2,437
無形固定資産の取得による支出	△3,325	—
投資有価証券の取得による支出	△10,000	—
敷金の差入による支出	—	△60,621
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	16,341
その他	562	2,015
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,717	△45,001

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△238	△95
財務活動によるキャッシュ・フロー	△238	△95
現金及び現金同等物に係る換算差額	572	△120
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△284,531	△42,748
現金及び現金同等物の期首残高	2,336,565	2,037,911
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 2,052,033	※1 1,995,163

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 株式会社G3について、平成21年4月に保有する全株式を譲渡したことに伴い、連結の範囲から除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 2社

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
(四半期連結貸借対照表関係)	
1. 前第1四半期連結会計期間において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「貯蔵品」は、四半期連結財務諸表規則における流動資産の区分表示の改正（平成20年8月7日付内閣府令第50号）に基づき、当第1四半期連結会計期間より「原材料及び貯蔵品」として区分掲記しております。なお、前第1四半期連結会計期間の流動資産の「その他」に含まれる「貯蔵品」は3,828千円であります。	
2. 前第1四半期連結会計期間において区分掲記しておりました「未払金」は、負債及び純資産の合計額の100分の10以下となったため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。なお、当第1四半期連結会計期間の流動負債の「その他」に含まれる「未払金」は300,831千円であります。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、124,905千円 であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、194,423千円 であります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。
広告宣伝費 79,389千円 役員報酬 51,360 給与手当 64,177 支払手数料 62,596 研究開発費 30,681 キャリア手数料 107,541 貸倒引当金繰入額 6,180	広告宣伝費 117,608千円 役員報酬 42,025 給与手当 65,669 支払手数料 42,089 キャリア手数料 110,300 貸倒引当金繰入額 6,510

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在) 現金及び預金勘定 1,967,740千円 有価証券 99,912千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <u>△15,619千円</u> 現金及び現金同等物 <u>2,052,033千円</u>	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) 現金及び預金勘定 2,012,030千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <u>△16,867千円</u> 現金及び現金同等物 <u>1,995,163千円</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 113,183株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる 株式の数(株)	四半期連結会計期間末残 高(千円)
提出会社 (親会社)	平成14年新株予約権第1回	普通株式	450	—
	平成15年新株予約権第2回	普通株式	288	—
	平成17年新株予約権第3回	普通株式	2,718	—
	平成17年新株予約権第4回	普通株式	3,806	—
	平成17年新株予約権第5回	普通株式	300	—
	平成17年新株予約権第7回	普通株式	700	—
	合計	—	8,262	—

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成21年5月21日の取締役会決議に基づき、繰越利益剰余金の欠損填補を目的として資本剰余金2,427,330千円を利益剰余金へ振替えております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	国内コンテンツ配信事業 (千円)	カジュアルコミュニケーション事業 (千円)	海外事業 (千円)	その他の事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	1,091,603	3,577	17,672	27,470	1,140,324	—	1,140,324
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	—	—	—	—	—	—	—
計	1,091,603	3,577	17,672	27,470	1,140,324	—	1,140,324
営業利益又は営業損失 (△)	211,703	△105,122	△9,559	10,851	107,873	(226,399)	△118,526

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	国内コンテンツ配信事業 (千円)	カジュアルコミュニケーション事業 (千円)	海外事業 (千円)	その他の事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	1,126,315	2,154	11,897	30,701	1,171,068	—	1,171,068
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	—	—	—	420	420	(420)	—
計	1,126,315	2,154	11,897	31,121	1,171,488	(420)	1,171,068
営業利益又は営業損失 (△)	286,777	△76,866	△3,441	5,357	211,827	(190,912)	20,915

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、サービスの系列性、市場の類似性等を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
国内コンテンツ配信事業	携帯電話向けゲームコンテンツ及び着メロの企画・開発・運営
カジュアルコミュニケーション事業	携帯電話一般サイトや各種メディアデバイス等を利用したインターネットカジュアルコミュニティサービスの企画・開発・運営
海外事業	携帯電話向けゲームコンテンツの配信及びライセンス供与等
その他の事業	携帯電話向けゲームコンテンツ、動画配信ツール及び着メロ制作ツールのライセンス供与等

3. 会計処理の方法の変更

前第1四半期連結累計期間

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2. (1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更による営業利益又は営業損失への影響はありません。

当第1四半期連結累計期間

該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成21年6月30日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

当社企業グループの事業運営において重要であり、かつ、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものはありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成21年6月30日）

デリバティブ取引は、全てヘッジ会計を適用しているため記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 34,639.08円	1株当たり純資産額 34,478.84円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	3,926,610	3,908,232
純資産の部の合計額から控除 する金額 (千円)	6,055	5,813
(うち少数株主持分)	(6,055)	(5,813)
普通株式に係る四半期末(期末) の純資産額 (千円)	3,920,554	3,902,418
1株当たり純資産額の算定に用い られた四半期末(期末)の普通株 式の数 (株)	113,183	113,183

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 712.28円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額に ついては、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期 純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 261.71円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額に ついては、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないた め記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△) (千円)	△80,617	29,620
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失(△) (千円)	△80,617	29,620
期中平均株式数 (株)	113,183	113,183
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月7日

株式会社ジー・モード

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 永田 高士 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・モードの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジー・モード及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月7日

株式会社ジー・モード

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永田 高士 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・モードの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジー・モード及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。